



静岡県後期高齢者医療広域連合告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第1項の規定により、平成26年1月19日から静岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月2日告示第1号）第12条第3項の規定による広域連合長選挙の当選人が定まる日の前日までの間、静岡県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 石原茂雄 が静岡県後期高齢者医療広域連合長の職務を代理する。

なお、静岡県後期高齢者医療広域連合長職務代理者の表示の形式は次のとおりである。

平成26年1月17日

静岡県後期高齢者医療広域連合長 鈴木 尚



表示の形式

静岡県後期高齢者医療広域連合長職務代理者

静岡県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 石原 茂雄